

## 第四次宮崎市地域福祉計画・第六次宮崎市地域福祉活動計画の計画期間の見直しについて

### ○基本的な考え方

第四次宮崎市地域福祉計画・第六次宮崎市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間としているが、最上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間変更を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種指標への影響等も鑑み、計画期間を令和元年度から令和7年度までの7年間への期間延伸を行う。

### ○本計画の位置づけ

本計画は宮崎市福祉のまちづくり条例第6条に基づき、社会福祉法第107条に規定された市町村の「地域福祉計画」として策定。また宮崎市社会福祉協議会との協働により、社会福祉法第109条に規定された民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」としても一体的に策定されている。

宮崎市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（市の責務）

第6条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

### ○見直しの方法

本計画の実効性を高めるために、それぞれの取組の方針に成果指標を設定し、その成果指標に係る各項目の評価と成果指標の結果についての分析を行った上で宮崎市社会福祉審議会に対して、毎年度、分析結果の報告等を行っていることから、今回の計画期間の変更に関しても、令和5年2月9日に開催された同審議会に報告し意見を聴いたところ、（新型コロナウイルス感染症の影響等も鑑み、）特段の異論等は挙がらなかった。

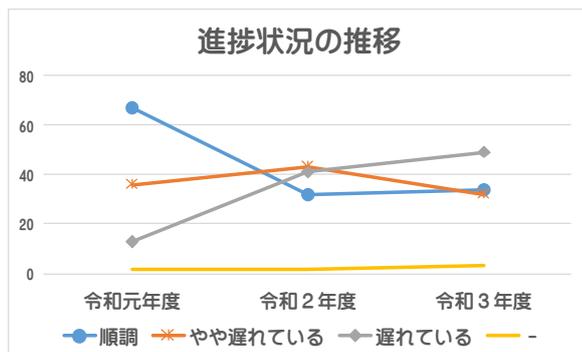
### ○見直しの方向性

令和8年度からの次期計画の策定に向けて検討を進める。

また、成果指標についても目標年度を2年間延伸するが、社会状況の変化等を踏まえ、令和5年度に成果指標の設定変更の必要性等について検討する。

#### <参考：成果指標の状況>

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
順調	67	56.8%	32	27.1%	34	28.8%
やや遅れている	36	30.5%	43	36.4%	32	27.1%
遅れている	13	11.0%	41	34.7%	49	41.5%
—	2	1.7%	2	1.7%	3	2.5%
合計	118	100%	118	100%	118	100%



○令和2・3年度実績において、「遅れている」「やや遅れている」が約3割増加（令和元年度比）。

○「遅れている」「やや遅れている」の81指標のうち、新型コロナウイルス感染症の影響とされるものが72項目（9割弱）。